平成２３年（フ）第５２４号
広島市安佐北区落合４丁目４番30―504号
債務者　荒木　真弓
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４７号
広島市佐伯区三筋２丁目５番21号
債務者　北尾　鉄也
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
広島県呉市焼山此原町21番25―202号
債務者　原野　久美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７２号
広島県呉市広小坪１丁目65番29―305号
債務者　與儀　志穂
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７３号
広島県呉市中央５丁目７番７―101号
債務者　成戸　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７６号
広島県呉市中央５丁目12番１―301号
債務者　大上　信也
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３１８号
徳島県徳島市富田橋８丁目１番地の１　メルクマール眉山東909号、旧住所大阪府大阪市北区大淀北１丁目６番81―101号
債務者　山本　昌輝
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４７号
高知市桟橋通２丁目６番７号
債務者　中西　絢子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５２号
高知県南国市東山町３丁目３番24―102号
債務者　河野　照子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５５号
高知市幸町20番22号　コーポ幸２Ｆ西
債務者　藤本　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５８号
高知市下島町５番地20
債務者　松堂えり子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６２号
高知県香美市土佐山田町1682番地　県住６棟16号
債務者　北添　絵美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６４号
高知市秦南町１丁目８番45号　メゾンリビエール402
債務者　渡邉淳之介
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６７号
高知県香南市赤岡町１番地２
債務者　松下　康夫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６９号
高知市東久万94番地６
債務者　入江　新一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１号
高知県室戸市元甲2274番地３
債務者　橋本　正和
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
福岡県柳川市上宮永町360番地１　エクセルハイム206号
債務者　内堀　昌利
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
福岡県大川市大字津709番地３
債務者　古賀　新治
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係